

Infinity Gym 会員規約

Infinity Gym は、本規約を定めます。

第1条 (定義)

1. 「当クラブ」とは、Infinity Gym をいいます。
2. 「本施設」とは、当社が運営する「Infinity Gym 内施設」をいいます。

第2条 (運営管理会社)

本施設の運営管理は、当社が行います。

第3条 (本規約および諸規則)

1. 本規約は当クラブへの入会および本施設の利用について、お客様と当クラブが遵守しなければならない諸条件のうち、基本となる内容を定めるものです。
2. 本規約および諸規則は、会員契約の内容を構成します。但し、会員契約において別途の定めがある時はその定めが優先されます。

第4条 (会員制度)

1. 当クラブは会員制とします。当クラブは会員が本施設を利用し、会員の健康の維持・増進を図り、会員相互の交流および親睦を深めることを目的として運営されます。
2. 会員および当クラブは、本施設を利用するものが快適に過ごすことが出来るよう、相互に尊重しあうものとします。
3. 当クラブは、会員が快適に本施設を利用することが出来るよう、会員の要望および安全衛生に配慮しながら本施設の維持、サービスの提供に努めます。また、当社は本施設においてお客様に提供するサービスを当社の判断に従い、業務委託先に委託することが出来るものとします。
4. 会員は、運動およびスポーツがその性質上、少なからず危険を伴うものであることを認識し、本施設を利用する際には、各自の責任において体調、安全に配慮するとともに、自己または他のお客様がケガや事故に合わないよう相互に配慮するものとします。
5. 会員は当クラブの秩序の維持および個別事情に応じた配慮から会員個々人の要望にお応え出来ない場合があることを理解するものとします。
6. 会員ではないお客様も本条の趣旨を理解し、本規約および諸規則を遵守するものとします。

第5条 (入会資格)

1. 当クラブへの入会資格は次に定めるとおりとします。
 - ・本規約および諸規則を遵守出来る方
 - ・刺青(タトゥー含む)などをしていない方。ただし、当クラブが定める基準に従い当クラブが認める場合を除きます
 - ・暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員その他反社会的勢力でない方
 - ・医師等により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がないと申告された方
 - ・他のお客様に伝染または感染する恐れのある疫病を有しない方
 - ・過去の会員、事務手数料、利用料等について未払いの債務のない方
 - ・過去に当クラブが運営するサービスにおいて、除名またはこれに類する処分を受けたことがない方
 - ・前各号に定めるほか、当クラブが適当と認めた方
2. 妊娠中の方については原則として本施設を利用することは認められません。ただし、当クラブが妊娠中の方を対象にしたプログラムを提供するなど、別途当クラブが認めた場合はこの限りではありません。
3. 性同一性障害その他セクシャルマイノリティの方については、当クラブが定める基準に従い、個別に検討した上で本施設の利用を認めることがあります。

第6条 (会員契約の成立)

1. 当クラブへの入会には本規約に同意いただいた上で入会が出来ます。
2. 未成年のお客様のご入会には親権者の同意を得なければならないものとします。

第7条 (会員資格)

1. 会員には会員資格が付与されます。
2. 会員は会員資格を他に譲渡、共有または貸与することができないものとします。

第8条 (会費等の支払い)

1. 当クラブは入会金・会費・事務手数料・利用料等の金額および内容を当クラブの判断で決定または変更することが出来るものとし、変更後の料金および内容については、該当する全ての利用者に適用されるものとします。
2. 会費の支払いは本施設の利用の有無にかかわらず支払わなければなりません。
3. 会費の支払いは当クラブが定める手段によるものとします。
4. 会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った入会金、会費および事務手数料は理由の如何を問わず返金されないものとします。また、会員が当クラブを退会し、当クラブに再度入会する場合、会員は原則、改めて入会金および事務手数料を当クラブの定めに従い支払うものとします。

第9条 (会員証)

1. 当クラブは会員に対し QR コードの会員証を発行します。
2. 会員は原則、本施設の利用に際し会員証を提示するものとします。
3. 会員は会員証を適切に管理し、他に譲渡、共有または貸与しないものとします。

第10条 (お客様情報)

1. お客様は入会手続きおよびお客様が本施設を利用されるに際して当クラブが定める住所、氏名、年齢、性別、連絡先、緊急連絡先、病歴その他お客様の情報(以下「お客様情報」といいます)を正しく当クラブへ申告するものとし、また当該お客様情報に変更が生じた場合には速やかに当クラブへ当該変更内容を申告するものとします。
2. 当クラブは本規約に別途定める場合を除き、お客様情報を当クラブの個人情報保護方針に従い、利用・管理するほか、お客様が本施設内で事故・ケガ等をされた場合、必要な範囲でご家族、会社および病院その他医療関係者に開示することができるものとします。

第11条 (会員契約の取り消し)

1. 当クラブは会員か以下のいずれかに該当すると判断した場合、会員契約を取り消すことが出来るものとします。
 - ・第5条(入会資格)に定める条件に反していることが判明した場合
 - ・入会手続きにおいて虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明した場合
 - ・入会手続きにおいて当クラブに申告した情報に不備や偽りがあり、それについて当クラブが会員による本施設の利用を不相当であると判断した場合

第12条 (休会)

1. 会員は原則当クラブの定める事由に該当する場合、休会の手続きをとることが出来ます。
2. 休会期間中は当クラブの定めに従い、会費の全部または一部の支払いが免除されるものとします。また会費の支払いに替えて休会費が発生することがあります。

第13条 (退会手続き)

1. 会員は退会を希望する場合、当クラブ所定の退会手続きを取るものとします。
2. 退会手続きの完了日と退会日との関係は以下に定めるとおりとし、退会日をもって会員契約が終了するものとします。
 - ・利用終了月の5日までに退会手続きが完了した場合、退会日は退会手続き完了月の末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続き時に指定する日とします。
 - ・退会手続きの完了が6日以降になった場合、退会日は退会手続き完了月の末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続き時に指定する日とします。
3. 会員は本施設の利用の有無に関わらず退会日までの会費を支払う必要があるものとします。また、退会に際しては退会日までに未払いの利用料等その他一切の支払いを完了させるものとします。
4. 退会手続きは口頭・メール・Line 等により退会の旨ご連絡下さい。その後退会手続きの案内をお送りします。
5. 会員本人が死去された場合、当該会員の親族またはこれに準ずる方で当クラブが認める方が退会手続きを完了させる必要があるものとし、当該退会手続きについては本条の上記各項目が適用されるものとします。ただし、会員本人が死去された月の末日をもって退会日とします。

第14条（自動退会）

会員が連続して3か月の会費の支払いを滞納した場合または当クラブが提携する支払い方法が無効となった場合、当クラブは当該会員を退会扱いとすることが出来ます。なおこれにより会費、事務手数料、利用料等その他の債務の支払い義務が免除されるものではありません。

第15条（禁止事項）

- お客様は当クラブの運営について、下記の各号に該当する行為をしてはならないものとします。お客様に当該行為がある場合は、当クラブはお客様に対し、当該行為の禁止、本施設の設備の一部または全部の利用の中止、本施設からの退去等を求めることができます。
 - ・他のお客様またはスタッフに対して叩く、殴る、蹴る、強く押す、強く掴む、その他の暴力を振るうこと
 - ・窃盗、盗撮、のぞき、痴漢、露出、唾を吐く、その他法令または公序良俗に反する行為をすること
 - ・本施設の設備等を持ち出すこと、本施設の設備を叩く、殴る、蹴る、落書きをすることなどにより損壊すること
 - ・本施設内に刃物等の危険物を持ち込むこと
 - ・本施設内で政治活動、宗教活動を行うこと
 - ・本施設において許可なく営業活動、取材活動、勧誘活動、署名活動、ビラ等の配布、張り紙の掲示、撮影等を行うこと
 - ・酒気を帯びて本施設へ入館し、または本施設を利用すること
 - ・会費、利用料等その他の未払い債務を履行せずに本施設を利用すること
 - ・許可なく本施設の設備や特定のエリア等を長時間独占すること
 - ・他のお客様または当クラブ、当スタッフに対して暴言、誹謗中傷、いやがらせ、睨みつけ、待ち伏せ、尾行、つきまとい、個人的交友の強要その他の迷惑行為や不適切な行動をとること
 - ・盲導犬等当クラブが認めた以外の動物を本施設内に持ち込むこと
 - ・本施設内指定場所以外の喫煙（電子タバコも含む）
- 当クラブはお客様に以下の各号に該当する事由があると判断した時は、お客様に対し、本施設の一部または全部の利用の中止、本施設からの退去を求めることが出来るものとします。
 - ・第5条（入会資格）に反することが判明した場合
 - ・体調不良、伝染病への罹患、怪我の未完治その他本施設を利用することが不適切だと当クラブが判断した場合
 - ・お客様の言動に対して、本施設の安全配慮および秩序維持の視点から当クラブが是正を求めたにも関わらず、尚も是正されないと当クラブが判断した場合
 - ・上記各号に定めるほか、お客様の行為が第4条（会員制度）の趣旨に反し、本クラブの運営に支障があると当クラブが判断した場合
- お客様に前2項各号に該当する事項があった時は、当クラブはお客様の入館をお断りすることがあります。

第16条（除名処分）

- 会員に前条第15条（禁止行為）のいずれかの行為があった時は当クラブは当該会員を直ちに除名処分とすることができるものとします。
- 除名処分は当クラブ会員に対する口頭または書面による通知によって行うものとし、口頭で行ったときは後日これを確認する書面を送付するものとします。
- 会員が除名処分を受けた時は当クラブと当会員との会員契約は除名処分と同時に終了します。

第17条（会員資格の喪失）

会員に以下の各号に定める事由が生じた場合、会員資格を喪失するものとします。

- ・会員が退会された場合
- ・会員が除名された場合
- ・会員が死去された場合
- ・当クラブが解散した場合、または本施設が閉店した場合

第18条（休業）

- 当クラブは以下の各号に定める場合、本施設の全部または一部を休業することがあります。
 - ・気象、災害、突発事故その他やむをえない理由により当クラブが必要と判断した場合
 - ・法令、行政指導、社会経済情勢の著しい変化その他やむをえない事由が発生した場合
 - ・本施設の点検、補修、改修、その他本施設の運営管理上、当クラブが必要と判断した場合
 - ・年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他当クラブの都合により当クラブが必要と判断した場合
- 本施設の全部または一部を休業とする場合、当クラブは当クラブの

判断により会費の返金、減免その他の対応を取ることがあります。

第19条（拾得物）

- お客様が本施設に忘れ物または落とし物（以下「拾得物」といいます）をされた場合、速やかにその旨を当クラブに問い合わせるものとします。
- 当クラブは拾得物について、当クラブが定める保管期間経過後に処分出来るものとします。また、腐敗等安全衛生上の問題があると判断する場合、当該保管期間に限らず拾得物を処分することができるものとします。

第20条（盗難および紛失）

- お客様は本クラブが会員制クラブであるとしても、本施設が会員および会員以外の不特定多数の方が利用される施設であることを認識し、ご自身の持ち物が紛失や盗難事故にあわないよう適切に管理するものとします。
- お客様が本施設を利用する際に生じた紛失や盗難事故について、当クラブは当クラブに故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任を負わないものとします。

第21条（怪我、事故等を回避するための諸注意）

- お客様は本施設における各種活動の中には怪我、体調の急変およびそれに付随する重篤な体調不良または疫病の発生、用具の破損、床濡れによる転倒等、各種人的・物的事故またはそれらの危険を伴うメニュー、状況があることを認識するものとします。また体調に不安のあるお客様、服薬・通院されているお客様は、ご自身で医師に相談・判断のうえ、自己責任において運動を行うものとします。
- 当クラブは前項のメニューの実施に際し、お客様が安全にお楽しみいただけるよう十分に配慮するものとします。
- お客様はご自身の体調や状況を踏まえて事故や他のお客様の怪我、事故を回避するよう注意するものとします。
- お客様は当クラブスタッフや指導者から怪我、事故等の会費のための指示、要請を受けたときにはそれに従うものとします。
- お客様が本施設を利用する際に生じた怪我、事故等に対して、当クラブは当クラブに故意または過失がある場合を除き、何ら賠償責任も負わないものとします。お客様同士の行為によって怪我、事故等が生じた時は、お客様同士の責任と費用においてこれを解決するものとします。

第22条（お客様の責任）

お客様は本施設を利用するにあたり、故意または過失により当クラブまたは他のお客様、または第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとします。

第23条（本規約および諸規約の改定）

- 当クラブは当クラブの判断に従い、本規約を改訂することができるものとします。
- 当クラブが本規約および諸規則を改定するときは改定後の内容を告知するものとします。
- 改定された本規約および諸規則は全てのお客様に適用され効力を有するものとします。

第24条（告知およびご連絡）

- 当クラブがお客様に対して行う告知およびご連絡は原則として当クラブウェブサイト、メール、Lineで行うものとし、お客様は当クラブからの告知およびご連絡に留意するものとします。
- 当クラブからお客様への郵送または電子メール等はお客様が当クラブへ申告した住所またはメールアドレスに宛て発信されるものとし、当該住所またはアドレス等に宛てて発信されたものがお客様に到達しなかったことについて当クラブは何ら責任も負わないものとします。

附則

- 本規約は2023年6月12日より発効します。

以上